

行政相談所

問合せ先 総務課行政係 ☎内線3221  
 福島支所市民課 ☎内線602, 36  
 鷹島支所市民課 ☎内線603, 113

国や県、市役所などの機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●福島会場

【日時】

5月10日（火）午前10時～午後4時

【場所】

福島保健センター

【行政相談委員（敬称略）】

徳田芳朗 ☎0955-47-2422

●鷹島会場

【日時】

6月1日（水）正午～午後4時

【場所】

鷹島支所会議室

【行政相談委員（敬称略）】

小田鐵三郎 ☎0955-48-2444

平成28年度わくわくおでかけ支援事業

問合せ先 長寿介護課

☎内線178

わくわく・おでかけ券（外出支援券と施設利用券）の申請受け付けを5月9日（月）から平成29年3月31日（金）までの間の開庁日に、長寿介護課、

福祉事務所各支所および出張所で行います。

なお、受付開始当初は混雑が予想されます。交付までお待ちいただく場合もあります。ご了承ください。

【対象者】

松浦市に住所がある在宅の人で、70

歳以上の人や障害者手帳をお持ちの人

【申請に必要なもの】

《70歳以上の人》

・印鑑

・本人を証明するもの（運転免許、保険証）

《70歳未満で障害者手帳をお持ちの人》

・印鑑

・障害者手帳

《代理申請の場合》

・対象者本人からの委任状（本人の

自署、押印が必要）※任意の様式で可

・対象者本人および代理人の身分を

証明するもの（運転免許証、保険証、

障害者手帳など）

・代理人の印鑑

※今年度から温泉優待券を『施設利

用券（1枚100円券）8,000

円分』に改め、温泉施設だけでなく市

が指定する施設、事業の入場料など

に利用できます。

※『外出支援券（1枚100円券）

5,500円分、離島は8,000円

分』は、すべて指定交通機関に利用で

きます。

※交付を受けた対象者本人のみが利

用できます。

禁煙にチャレンジしてみませんか

問合せ先 健康ほけん課健康推進係

☎内線129

5月31日は世界禁煙デー

5月31日から6月6日は禁煙週間

喫煙は、タバコを吸っている本人の健康によくないのはもちろんですが、周囲の人の健康にも悪影響があります。

タバコを吸わない人がタバコの煙

を吸わされることを受動喫煙とい

ます。受動喫煙は、肺炎や気管支炎

などの呼吸器感染症、肺機能の低下、

中耳炎、狭心症や心筋梗塞、脳卒中

など、さまざまな病気の危険性が高

くなると言われています。発達途中

の子どもにおいては、タバコの煙に

より大人とは異なる深刻な影響を受

ける場合もあります。子どもの近く

では、絶対に喫煙しないようにしま

しょう！

「禁煙しよう！」と決めたら、病院の

禁煙外来で禁煙治療（保険診療）をす

ることもできますので、まずは、かか

りつけ医に相談してみましよう。



被爆者2世の無料健康診断を実施します

問合せ先 福祉事務所福祉総務係

☎内線153・147

【対象者】

両親またはそのどちらかが原爆被爆

者で、昭和21年6月4日以降に出生した

県内在住の人

【申込受付期限】平成29年2月10日（金）

【受診期間】平成29年2月28日（火）まで

【受診医療機関】

受診申込みの際に一覧表をお渡し

します。

【受診回数】

受診期間中、1回のみ受診できます。

都市計画道路の見直しに関する意見交換会を開催します

問合せ先 都市計画課都市計画係

☎内線235

都市計画道路は、都市の骨格を形

成し、円滑な都市交通や安心で安全

な市民生活と機能的な都市活動を確

保するため、都市計画法に基づき計

画決定された道路です。

今回、社会情勢と道路交通網の変

化に伴い、志佐町本通り線の一部に

係る都市計画決定の見直しに関する

意見交換会を開催します。

◎志佐町本通り線の見直し区間

国道204号の丹花橋を起点として

調川方面への延長690mの区間

【日時】5月19日（木）午後6時30分

【場所】松浦市役所市民ホール



## 「高齢者向けの給付金が支給されます」

問合せ先 福祉事務所福祉総務係

☎内線 147・153

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するため、「高齢者向けの給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

### 【対象者】

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

### 《平成27年度臨時福祉給付金の支給要件》

平成27年1月1日時点で松浦市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分市民税(均等割)が課税されていない人が対象です。ただし、ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

### 【申請手続き】

対象者には、5月初旬に申請書を送付する予定です。郵便物をご確認ください。

### 【申請期間】5月9日(月)～8月9日(火)(土日祝日を除く)

【申請窓口】 福祉事務所・各支所・各出張所(集中受付日以外は随時受付)

### 【持参するもの】

・申請書、印鑑、振込を希望する預金通帳  
・支給対象者全員の本人確認書類(運

転免許証・健康保険証など)

※「集中受付窓口」を開設します。

(時間は午前9時～午後5時。土日を除く)

○松浦市役所1階ロビー

5月9日(月)～20日(金)

○御厨支所

5月10日(火)～11日(水)

5月16日(月)

○今福支所

5月17日(火)～18日(水)

## 介護予防・地域支え合い

### サポーター養成講座

問合せ先 松浦市地域包括支援センター

(長寿介護課内)

☎内線 176

介護予防による元氣な暮らしと支え合いの地域づくりのためのサポーター養成講座を開催します。お気軽にご参加ください。

### 【対象】

市内在住で、健康づくり・介護予防活動に関心がある人。支え合いの地域づくりに関心がある人(20人程度)。

### 【日時】

第1回目 5月26日(木)

※全5回 午後1時30分～午後4時

【場所】 松浦市保健センター

### 【内容】

・老後を元気に過ごすための介護予防に関する講話  
・運動の実践やミニ調理実習など

### 【受講料】 無料

【申込期限】 5月20日(金)

## 消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72-1861

## 電力小売全面自由化 あわてて契約しないでしっかりチェックを!



### 《相談事例》

- ①自宅に電力自由化になったからと業者から勧誘電話があり、電気料金が半額になるというが本当か。週末に説明に来るが信用できるか。
- ②母の家に電気の状態を点検したいという業者が訪ねて来た。一通り点検のようなことをした後、電力自由化の説明をし、電力の供給契約申込書を母に渡した。母は、即答はしない旨伝えて業者には帰ってもらった。その後、母の署名のある申込書の控えが送られてきた。母は自分で署名はしていないので、業者が勝手に記入したようである。このようなことは納得できない。

### 《ひとこと助言》

- ・電力会社の代理店を名乗る営業行為について、社名や担当者名、連絡先などを確認し、本当に代理店か否かということを確認しましょう。
- ・小売電気事業者は消費者と小売り供給契約を締結するにあたり、月々の電気料金や契約期間、解約に関する条件などを消費者に対しきちんと説明をする義務があります。きちんと説明しない、消費者が求めている説明をしない、という場合にはその場で契約しないようにしましょう。
- ・「電気料金が安くなる」という場合には、どういった条件で安くなるのかを確認しましょう。
- ・電力会社と提携しているという場合であっても、営業内容が不審だと感じたら、先方の要求通りに、検針票を見せる、個人情報を提供する、といったことは避けましょう。

・スマートメーターの設置には、基本的に費用は発生しませんので、スマートメーターの設置費用を「免除する」「割引する」と言った営業には惑わされないようにしましょう。

### ●怪しい勧誘があったときは…

【電力取引監視等委員会相談窓口】 ☎ 03-3501-5725 (直通)  
(受付時間) 9:30～12:00、13:00～18:30

### ●電力自由化について知りたいときは…

【電力自由化専用ナビダイヤル】 ☎ 0570-028-555 (直通)  
(受付時間) 9:00～18:00  
(土日祝日、年末年始を除く)

●契約トラブルやクーリングオフなどの相談は…  
松浦市消費生活センター

※おかしいと思ったら、消費生活センターへご相談ください。